

## 函館市営住宅滞納家賃等の納付期限の延長に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、函館市営住宅家賃等滞納整理事務要領（以下「要領」という。）の実施に関する事項のうち、滞納家賃等および未納家賃等の納付期限を延長する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(現に市営住宅に入居している者についての取扱い)

第2条 要領第5条第2項ただし書の規定に基づき市長が定める分割納付金額は、原則として、少なくとも毎月5,000円（滞納家賃等の1箇月分の額が5,000円未満のときは、当該額）とする。ただし、市長が特別の事情があると認める長期滞納者については、最低で毎月3,000円（滞納家賃等の1箇月分の額が3,000円未満のときは、当該額）とすることができる。

2 現年度分の滞納家賃等の毎月の分割納付金額は、前項の規定にかかわらず、原則として現年度内に完納することができる金額とする。

3 長期滞納者が納付した金額は、原則として当該月の家賃、現年度の滞納家賃等、過年度の滞納家賃等の順に充当するものとする。

第3条 納付誓約書の本書は住宅課で保管し、その写しを当該長期滞納者に交付するものとする。

第4条 長期滞納者で、納付誓約書の提出に応じない者については、要領第9条各号列記以外の部分、第10条第4項各号列記以外の部分、第11条第4項各号列記以外の部分および第12条の3第5項各号列記以外の部分に規定する必要と認める者とはしないものとする。

第5条 受託者は、納付誓約書に基づく滞納家賃等の収入に係る消込簿を作成し、常にその状況を把握しておくものとする。

(既に市営住宅を退去した者についての取扱い)

第6条 要領第17条第2項において準用する要領第5条第2項ただし書の規定に基づき市長が定める未納家賃等分割納付誓約書の分割納付金額については、第2条第1項の規定を準用する。

第7条 市長は、要領第17条の未納家賃等納付誓約書（以下「未納家賃

等納付誓約書」という。)を提出した退去滞納者が納付の期限の利益を喪失したとき、または退去滞納者が未納家賃等納付誓約書の提出に応じないときは、当該退去滞納者についての所得状況や資産保有状況を調査し、顧問弁護士と協議のうえその所得や資産等の差し押さえ等の必要な措置を講ずるものとする。

第8条 未納家賃等納付誓約書の本書は住宅課で保管し、その写しを当該退去滞納者に交付するものとする。

第9条 受託者は、未納家賃等納付誓約書に基づく未納家賃等の収入に係る消込簿を作成し、常にその状況を把握しておくものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行前に、文書または口頭で分割納付を誓約し、当該誓約を誠実に履行している長期滞納者または退去滞納者および市長がやむを得ない事情があるものと認める者については、要領第4条および第15条の催告を留保するものとする。ただし、当該長期滞納者または退去滞納者が、誓約を誠実に履行しない場合およびやむを得ない事情がなくなつたと認められる場合は、直ちに要領第4条および第15条の催告を行い、以後の納付督促は要領に定めるところにより行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。